

就学援助制度のお知らせ

Notice of financial assistance

就学援助制度とは、家庭の経済的な理由によって支援が必要であると認められる児童生徒の保護者へ、学用品費、校外活動費、学校給食費等、就学に必要な費用の一部を支給する制度です。

Financial assistance can be received from the board of education of cities, for school supplies and school lunches, if it is determined that there is a need for this.

就学援助制度の利用を希望する方は、**毎年度申請が必要**です。
学校、石巻市教育委員会またはHP から申請書入手し申請してください。

Application method / Please contact your child's school for details.



1 支給される費用

	小学校		中学校	
	第1学年	第2～6学年	第1学年	第2、3学年
学用品・通学用品費(年額)	11,630円	13,900円	22,730円	25,000円
	学校や通学に必要な用品を購入するための費用です。 学期毎に、案分して支給します。			
新入学学用品費 ※ (新入学準備金未受給の4月認定者のみ)	54,060円	—	63,000円	—
	小・中学校入学時に必要な学用品を購入するための費用です。			
給食費	学期毎に、実際に食べた分の給食費を支給します。			
校外活動費	宿泊なし	校外活動に使われた交通費、見学料の実費分を支給します。		
	宿泊あり(年1回)			
修学旅行費	修学旅行の交通費、宿泊費、見学料などの実費分を支給します。 (自由行動にかかる費用など一部対象外があります。)			
医療費(対象疾病のみ)	結膜炎、中耳炎、虫歯などの対象疾病の治療の際に医療券を交付します。			

※新入学準備金は、新入学学用品費を小・中学校入学前に受給したい場合に、必要な申請手続きを行い認定となった方にのみ、2月下旬に支給します(新入学準備金受給者は、新入学学用品費受給不可)。



【注 意】

- 学用品・通学用品費、新入学学用品費は定額支給のため、支給額を超える分の購入費用の支給は行いません。
- 生活保護の教育扶助受給世帯の児童生徒は、要保護児童生徒として認定され、修学旅行費と医療費のみ支給対象となります。(4月以降、別途 案内あり)
- 里親手当受給者は、就学援助費を受給することはできません。

2 就学援助制度を利用できる方

下記(1)、(2)のいずれかの要件に該当する世帯であれば、利用可能です。

(1)「石巻市就学援助費」の対象世帯：

生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している世帯であり、次のいずれかの要件に該当する場合

該 当 要 件	必要添付書類 / 書類の発行機関
①生活保護が過去1年以内に停止、又は廃止された。	生活保護の停止又は廃止を証明する書類の写し ^{※1} /生活保護を受給していた機関
②世帯全員が市民税非課税	世帯全員の非課税証明書等 ^{※2}
③個人事業税・固定資産税が減免されている。	減免決定通知書等の写し ^{※4} /個人事業税：東部県税事務所(石巻合同庁舎) 固定資産税：資産税課(石巻市役所)
④国民年金保険料が減免されている。	世帯全員の国民年金免除申請承認通知書の写し ^{※4} /石巻年金事務所
⑤国民健康保険税が減免されている。	世帯全員の国民健康保険税減免承認決定通知書の写し ^{※4} /保険年金課(石巻市役所)
⑥児童扶養手当の支給を受けている。	児童扶養手当証書の写し ^{※4} / 子育て支援課(石巻市役所)
⑦社会福祉協議会より生活福祉資金の貸付けを受けている。	貸付決定通知書の写し / 石巻市社会福祉協議会
⑧その他 (特別な事情により該当する場合があります。)	世帯全員の課税証明書等必要な書類 ^{※2※3}

(2)「東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費」対象世帯：

東日本大震災により経済的に就学困難な事情が発生し、親権者の市町村民税所得割税額の合計が107,700円未満であり、かつ、次のいずれかの要件に該当する場合^{※2}

該 当 要 件	必要添付書類 / 書類の発行機関
①家屋が損壊(半壊以上)	り災証明書の写し ※継続申請の場合は添付不要。 /資産税課(石巻市役所)又は各総合支所
②警戒区域又は計画的避難区域内に居住していた。	原子力災害の被災者であることを証明する被災証明書 又は り災証明書の写し / 震災時居住していた市町村
③緊急の避難準備区域又は屋内退避指示が出ていた区域に居住しており、市町村の判断により避難した。	

※1 「石巻市就学援助費」要件①に該当する方

- ・市内で生活保護を受けていた場合、生活保護廃止又は停止の証明書類は添付不要です。市外で受けていた場合は添付してください。
- ・世帯員の増(婚姻や世帯合併)等により世帯収入が増え停止又は廃止された場合、要件①は認められません。

※2 「石巻市就学援助費」要件②、⑧ 又は「東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費」に該当する方

- ・基本的に課税証明書等の添付は不要ですが、世帯員の中に石巻市外から転入してきた方がいる場合、その方の添付書類が必要です。(住所を置いていた市町村より(非)課税証明書を取得する必要があります。)
- ・未申告の方(会社等で市・県民税の特別徴収をされている方を除く。)は、教育委員会で課税状況の確認ができないため、速やかに申告していただく必要があります。

※3 「石巻市就学援助費」要件⑧に該当する方

- ・遺族等各種年金、失業保険金等を受けている方は、年間の支給額通知書の写し又は雇用保険受給資格証の写し等の添付が必要です。

※4 「石巻市就学援助費」要件③、④、⑤及び⑥に該当する方

- ・各要件の添付書類は、申請日時点で有効期間内である必要があります。

【注 意】

申請書の内容によっては、追加書類の提出を求める場合があります。

認定通知書送付後であっても、所得や証明書等の内容確認により認定対象にならないと判断された場合は認定を取り消し、支給済みの就学援助費を返還していただくことがあります。

また、申請に基づき実態調査をすることがあります。

3 申請手続

「申請書兼世帯票」に必要事項を記入し必要書類を添付の上、お子さんの小・中学校へ提出してください。

- (1) 小・中学校それぞれにお子さんがある場合、各学校に提出が必要です。(添付書類も同様)
- (2) 振込希望先：申請者(保護者)本人の個人名義の銀行口座を記入してください。
- (3) 申請理由「⑧その他」で申請した場合、地区の民生委員・児童委員が調査に伺う場合があります。その場合、判定に時間をいただきます。
- (4) **新規申請**：4月以降、随時受け付けます。認定は申請月からとなり、遡りはできません。
継続申請：毎年1月、学校から認定者宛てに翌年度分の申請案内をします。
新年度の学校・学年を記入してください。(入学予定の新1年生も記入)



※ 他市町村から本市へ区域外就学していて、「石巻市就学援助費」(「被災就学援助費」を除く。)の認定をされた場合、本市から支給できる費用は給食費・医療費のみです。
これ以外の費用については、住所地の教育委員会へ問合せ・申請願います。



4 認定および支給方法

教育委員会が認定の可否を判定し、継続・新規(4月)申請ともに6月下旬に学校を通じ、申請者全員に認定(不認定)通知書を送付します。

支給方法：口座払いまたは学校長委任払い

通常、申請時の振込希望先口座に振込みますが、学校長に就学援助費の受領・返納の処理を委任し、学校長から直接現金を受取る学校長委任払いを希望する場合は、受給申請書の委任状欄を記入してください。
支給時期は下記のとおりですが、認定時期等により次の時期にまとめて支払う場合があります。

支給範囲	支給時期
1学期分	7月末
2学期分	12月下旬
3学期分	3月下旬

なお、給食費等が未納で、学校長から学校徴収金未納の報告を受け教育委員会が必要と認めた場合は、委任状の有無にかかわらず、口座払いによる支給を停止し、学校長委任払いに変更します。



※ 就学援助は、保護者が支出した学用品費・給食費等を補てんするための制度であり、学校徴収金等の支払いを免除するものではありません。
学校徴収金については、指定期日までに全額お支払いください。



5 注意事項

- (1) 就学援助制度では、住民基本台帳上は世帯分離していても実質的に同居(ひとつ屋根の下で生活)している場合は収入等を同じ世帯としてみなし算定するので、対象者全員の情報が必要です。
- (2) 認定の効力は、認定年度の3月31日までです。
翌年度も続けて受給したい場合は、必ず継続申請をしてください。
- (3) 申請日(学校提出日)により認定月が決定するため、認定月を遡ることはできません。
- (4) 婚姻等により支給対象世帯でなくなったにもかかわらず受給していた場合は、援助費の全部又は一部を返還いただきますのでご承知願います。虚偽の内容で申請された場合も同様です。
- (5) 新入学準備金を受給し、入学後も引き続き就学援助費を受給したい場合は、「就学援助費受給申請書兼世帯票」の提出が必要です。
なお、新入学準備金申請時と世帯状況等が変わった場合、援助を受けられないことがあります。

